

泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業に係る

パートナー事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

泉北環境整備施設組合

## 1 事業名

泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業

## 2 事業の目的

泉北環境整備施設組合（以下「本組合」という。）は、泉北クリーンセンターにおいて、一般廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用し発電した電気（以下「廃棄物発電」という。）等を有効活用するために、地域新電力会社を設立する。

本事業は、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、泉大津市、和泉市、高石市（以下「組合市」という。）の脱炭素化、電気の地産地消の推進及び事務の効率化を図ることを期待するものである。

しかしながら、地域新電力会社を設立し、継続して会社運営を行うためには、専門的な知識や経験及び経営能力等が必要であり、同時に今後予想される電気料金の高騰など、様々な経営上のリスクに柔軟に対応する能力等も求められる。

以上のことから、本組合は、電力市場に精通し、かつ専門的な知見及び小売電気事業者としての実績を有し、本組合と共同で地域新電力会社を設立、運営する民間のパートナー事業者を募集するため、公募型プロポーザル方式を活用して公募を実施する。

## 3 定義

### (1) 地域新電力会社

本実施要領及びその他資料等にある「地域新電力会社」とは、地方公共団体が民間事業者等と共同して出資し設立した小売電気事業者のことをいう。

### (2) パートナー事業者

本実施要領及びその他資料等にある「パートナー事業者」とは、本組合と共同で出資して地域新電力会社を設立する、また、設立した地域新電力会社から運営を受託する民間事業者のことをいう。

## 4 業務内容

パートナー事業者には、以下に記載した業務の実施を求める。

なお、地域新電力会社の設立や業務運営等、地域新電力会社に関する事業については、パートナー事業者に業務の実施を求めるため、状況に応じ、以下に記載が無くても必要が生じた業務については実施するとともに、以下に記載があっても不要となった業務については実施する必要は無いこととする。

### (1) 地域新電力会社設立業務

#### ア 法人設立業務

- ・定款の作成
- ・発起人会の開催

- ・合弁契約書の締結業務
- ・創立総会の開催
- ・設立登記等
- ・その他地域新電力会社設立に必要な業務
- イ 小売電気事業の登録業務
  - ・関係機関への申請書の作成、ヒアリング対応等
- ウ 日本卸電力取引所（略称 J E P X、以下「J E P X」という。）への会員登録業務
- エ 送配電事業者等への登録手続き
- (2) 地域新電力会社運営業務
  - ア 経営戦略の策定・管理業務
    - ・事業コンセプトの策定
    - ・電力市場に関するマーケティング
    - ・事業計画の策定・管理等
  - イ 営業業務
    - ・契約約款作成
    - ・料金メニューの開発
    - ・契約締結業務等
  - ウ 需給管理・調整業務
    - ・電力需要予測にあわせた電源確保
    - ・J E P X への入札
  - エ 財務に関する業務
    - ・資本金の調達
    - ・運転資金の調達
    - ・長期借入金の調達
    - ・財務戦略の立案・実行・管理等
  - オ 経理に関する業務
    - ・各種経費の支払い
    - ・請求書発行
    - ・収入管理
    - ・未収金管理等
  - カ 関係法令等に基づく計画・報告作成業務
  - キ 総務・広報・会計に関する業務
    - ・株主総会の開催
    - ・決算書の作成
    - ・法人税申告等
  - ク その他

- ・地域新電力会社の運営に必要な業務

## 5 パートナー事業者を求める条件等

パートナー事業者は、「泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業に係るパートナー事業者選定公募型プロポーザル」（以下「本プロポーザル」という。）に応募するにあたり、次に示す条件に同意すること。

### (1) 地域新電力会社の設立及び小売電気事業者の登録申請について

パートナー事業者は、地域新電力会社の設立及び小売電気事業者の登録申請等事業実施に係る手続を行うこと。

### (2) 設立形態について

ア 新たに立ち上げる地域新電力会社の事業形態は、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）上の株式会社とすること。

イ 定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。

ウ 取締役には本組合及びパートナー事業者から 1 名ずつ選任すること。

エ 事業の名称は、本組合及びパートナー事業者と協議の上、決定する。

### (3) 登記先について

地域新電力会社を組合構成市内に設置し、設立登記を行うこと。

### (4) 出資金・資本構成について

地域新電力会社設立時における資本金は、3,000 万円を予定し、出資割合は本組合が 51%以上、その他をパートナー事業者に拠ることとする。なお、資金総額並びに本組合及びパートナー事業者の出資割合は、両者の協議の上で決定する。

### (5) 資金調達について

地域新電力会社の運転資金等の調達は、パートナー事業者の責によって行うこととし、資金ショート等の状態にならないよう、余裕を持った資金繰りを行うこと。

### (6) 電力の調達・供給について

パートナー事業者は、地域新電力会社が設立され、小売電気事業者の登録申請を完了し、事業が開始できるまで、令和 7 年 4 月 1 日から組合市及び本組合の公共施設（添付資料「対象施設一覧」）に電力を供給すること。なお、供給先施設及び供給料金は、本組合及びパートナー事業者、組合市の協議の上、決定する。

また、パートナー事業者は、地域新電力会社が設立され、小売電気事業者の登録申請を完了し、事業が開始できるまで、令和 7 年 4 月 1 日から本組合泉北クリーンセンターの廃棄物発電余剰電力を買電すること。なお、買電料金は、本組合及びパートナー事業者と協議の上、決定する。

### (7) 電力需給について

バランスンググループを通じ必要な電力量の確保及び融通ができること。

### (8) 利益活用の方針について

事業活動を通じて得た利益の活用については、次のとおり取り扱うこと。

ア 運転資金に充てる他、組合市に還元すること。

イ 株主への配当には充てないこと。

ウ 上記以外の用途に関しては、別途本組合と協議して取り決めること。

#### (9) その他

パートナー事業者は、選定後直ちに本組合と協議を行い、別紙の「(仮) 泉北環境整備施設組合地域新電力会社の共同設立に関する協定書」(以下「基本協定」という。)を締結することとし、基本協定締結後、速やかに地域新電力会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。

## 6 参加資格

### (1) 応募者の参加資格要件

応募者は、参加資格要件確認申請書類提出時において、次に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

ア 経済産業省に登録されている小売電気事業者であること。

イ J E P X の取引会員であること。

ウ 地域新電力会社の設立業務及び運営実績、又はそれに類する実績を有すること。

エ 清掃工場発電余剰電力の買取実績があること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき構成又は再生手続きをしていないもの

ク 直近年度の法人税、消費税又は地方税を滞納していないもの

ケ 直近年度の主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村税を滞納していないもの

### (2) 参加資格要件確認申請書類提出後の参加資格の取り消しについて

参加資格要件確認申請書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に上記(1)で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、本組合は応募者の参加資格を取り消すこととする。

## 7 本組合及び組合市の協力事項

### (1) 電力小売りに関して

本組合及び組合市は、所有する公共施設の電力契約を一度に又は段階的に、地域新

電力会社に切り替えるべく、最大限の努力を行う。なお、対象は「対象施設一覧」で示す公共施設を対象とする。

(2) 電源調達について

本組合は、地域新電力会社が泉北クリーンセンターからの電力を円滑に調達できるよう最大限の努力を行う。

## 8 協定締結までの日程

項目	期日
実施要領等の公告	令和6年12月10日(火)
実施要領等の配布期間	公告の日から令和6年12月20日(金)まで
参加表明書の受付期間	公告の日から令和6年12月20日(金)まで
質問書受付期間	公告の日から令和6年12月20日(金)まで
質問書に対する回答	令和6年12月23日(月)
参加資格確認結果の通知	令和6年12月23日(月)
企画提案書等の受付期間	令和6年12月23日(月)から令和7年1月9日(木)まで
プレゼンテーション等の実施	令和7年1月15日(水)から17日(金)のいずれかの日を予定
優先交渉権者の通知	令和7年1月中旬予定
基本協定締結	令和7年1月中旬予定

## 9 応募手続きと提出書類

応募手続きと提出書類については、以下のとおりである。なお、各様式は本組合のホームページからダウンロードすること。

組合ホームページ：<http://www.senbokukankyo-ichikumi.org>

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出期限：令和6年12月20日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出先：〒594-0001 大阪府和泉市舞町87番地

泉北環境整備施設組合 環境部資源循環型社会推進課

T E L : 0725-41-2030

ウ 提出方法：応募者が持参又は郵送すること。(受付終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は本組合が行うものとする。)

エ 提出書類：様式1～3の順とし、各ページの下部に通し番号を記入し、A4縦長、左側ホッチキス2か所綴じにより正本1部、副本8部を

提出すること。

オ 添付資料：様式3には、会社の概要がわかる資料（会社案内等）を添付すること。

カ その他：（ア）資格審査の結果、参加資格要件を満たしていないと判断した場合は失格とする。

（イ）参加資格要件を満たしているものには、「企画提案書等提出要請書（様式7）」を送付する。

## （2）実施要領等に関する質疑応答

実施要領等の内容について質問がある場合は、次により質問書の提出を行うこと。

ア 提出期限：令和6年12月20日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先：泉北環境整備施設組合 環境部資源循環型社会推進課

E-mail：senboku\_sisetukousin@blue.ocn.ne.jp

ウ 提出方法：電子メール

エ 提出書類：質問書（様式5）

オ 回答及び通知方法：令和6年12月23日（月）に組合ホームページへ掲載

## （3）参考資料の提供

参考資料として、応募者に対して次の情報資料のデータを提供する。なお、提供した資料は、本プロポーザルの応募に関する目的以外で使用することを禁じ、この目的の範囲内であっても、本組合の承諾を得ることなく、第三者に使用させること及び内容を提示することを禁じる。

### ア 情報資料

（ア）電力供給予定先公共施設の電気使用実績に関する情報

・施設数：107施設

・電気使用実績期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（イ）本組合が設立する地域新電力会社が電力の調達を行う予定の泉北クリーンセンターの電力売電情報（売電実績に関わるデータ）

### イ 提供方法

参加表明書に記載している電子メール宛に情報資料のデータを載せているURLを送付する。

## （4）企画提案書等の提出（様式4）

「企画提案書等提出要請書（様式7）」を受けた応募者は、本実施要領に基づき、企画提案書を次のとおり提出すること。

ア 提出期限：令和7年1月9日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先：〒594-0001 大阪府和泉市舞町87番地

泉北環境整備施設組合 環境部資源循環型社会推進課

T E L：0725-41-2030

ウ 提出方法：応募者が持参又は郵送すること。（受付終了時刻に関しては、受付場所

における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は本組合が行うものとする。)

- エ 提出書類：特に指定のない限り文字サイズ10ポイント以上にて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りではない。また、各ページの下部に通し番号を記入し、正本1部、副本8部を提出すること。  
※企画提案書等が期限までに提出されない場合は、辞退したものと判断する。

(5) その他

- ア 企画提案は1案とし、複数の企画提案はできない。  
イ 受理された企画提案書等の変更は認めない。

## 10 プレゼンテーション審査及びヒアリングの実施

### (1) プレゼンテーション審査及びヒアリングの概要

ア 実施日

令和7年1月15日(水)から17日(金)のいずれかの日を予定

イ 実施する時間・場所及び所要時間

詳細な時間・場所及び所要時間等は、企画提案書等提出要請を送付したものに通知する。

ウ 実施内容

プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に作成したプレゼンテーション用資料を使用すること。スクリーンについては本組合で用意するが、パソコン、プロジェクターその他必要な機器等は持参すること。なお、出席者は4名以内とすること。

### (2) 審査結果

審査結果は、参加したすべての応募者に送付する。

## 11 審査方法

### (1) 審査の概要

泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会（泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業に係るパートナー事業者選定）（以下「委員会」という。）を設置し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

本組合は、委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

### (2) 審査の流れ

審査は、参加資格要件の審査及び委員会による審査の二段階に分けて実施するものとする。

参加資格審査については本組合が行うこととし、提出資料を基に応募者の備える



べき参加資格要件を満たしているかを審査し、参加資格要件を満たす応募者に対し企画提案書等提出要請書を送付する。

委員会による審査については、委員が企画提案書、プレゼンテーション審査及びヒアリング等の内容を評価基準に基づき審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、提案者が1者のみであった場合でも、選定手続きを実施することとし、その場合は、審査及び評価を行った後に、その提案者を優先交渉権者とするかどうかを委員会での協議により選定する。

### (3) 参加資格要件の確認

参加資格審査においては、応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかを確認する。

この審査によって、要件を満たしていない場合は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

### (4) プレゼンテーション審査及びヒアリング

委員会による審査においては、企画提案書の提出を受け、プレゼンテーション審査及びヒアリング等を実施した後、委員会が評価基準に基づき項目ごとに評価し優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、第1位、第2位の者が複数あったときは、委員会の各委員（委員長を含む。）による投票によって決定することとし、それでも決しないときには委員長がこれを決す。

## 1.2 優先交渉権者の公表

「1.1 審査方法」に基づく審査結果は、プレゼンテーション審査及びヒアリングに参加した全ての応募者に文書で通知するとともに、本組合ホームページで公表する。結果の通知については、最も得点が高く優先交渉権者に決定された応募者及びそれ以外の応募者には、「泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業に係るパートナー事業者選定の審査結果について（通知）」を送付する。

また、応募事業者名については、優先交渉権を得た事業者名のみを本組合ホームページで公表し、その他の事業者名は公表しないこととする。また、評価点については、プレゼンテーション審査及びヒアリングに参加した全ての応募者（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）の評価点を公開することとする。

審査の内容及び結果に対する異議申し立ては認めない。

## 1.3 辞退、契約

### (1) 参加辞退

参加表明後に本プロポーザル委員会を辞退しようとするときは、辞退届（様式6）を提出すること。

(2) 契約の締結

本組合は、優先交渉権者と速やかに契約するための諸条件や使用内容の確認調査を行い契約する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、本組合は次点交渉権者と改めて協議等を行う。

**14 その他**

- (1) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 企画提案書等の内容に虚偽があった場合は失格とする。
- (5) 本業務の実施に関し、本実施要領に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定する。